

# 居住支援事業～ 広島県社会福祉士会 (2022年度)

広島県社会福祉士会 居住支援センター 相談役  
広島国際大学名誉教授博士(社会福祉学)・社会福祉士

岡崎仁史

## ◆居住支援事業（根拠法：住宅セーフティネット法第40条等）

居住支援は「I 入居前支援」に終わらず、入居後の社会的孤立の中で、地域生活の安定、大きな病気等でなくなられる人の死の見送りもあり「II 入居中支援」「III 地域ネットワークづくり」と繋がっていきます。

### (住宅確保要配慮者居住支援法人)

- ・ 第四十条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第四十二条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

### (業務)

- ・ 第四十二条 支援法人は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
- ・ 一 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。
- ・ 二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・ 三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・ 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

# (1) 居住支援事業の全体図 一連のもの、刑余者支援

## I 入居前支援 (新規)

- ①相談支援： 居住相談、物件と不動産事業者の検索、同行支援、内覧、**審査**、福祉事務所との調整
- ②不動産系と福祉系の連携等

## II 入居中支援 (包括、基幹、医療、 法律等の連携支援)

- 相談支援(日常生活、社会生活の維持)
- ①安否確認、②食料提供、③福祉・医療・法律支援・更生保護・就労等への**繋ぎ支援(同行)**
  - ④成年後見、⑤賃貸借契約・病院・就職時の**緊急連絡先**、⑥福祉コミュニティ(居場所、共同性・社会参加)
  - ⑦死後・残置物事務委任、⑧葬儀／見送り

## III 地域ネットワークづくり

## (2) 社会的排除概念

やはり、多次元的な社会的排除状態を見るので、やはり社会的孤立・生活困窮者の状況を分析するときは、1980年代以降の世界的に行われた貧困研究が到達しているところの、経済的社会的文化的な多次元の排除という特徴を把握した「社会的排除」概念が重要です。

利用者を見ると、①経済的次元では生活保護＝「生存権水準の生活の確保」の必要な人、および生活保護より少し上の水準の「生活困窮者」がいます。②「障害」:特に精神障害、③「疾病」:特に精神疾患、悪性腫瘍が見られます。④「刑務所出所者」「刑余者」:一番多いのが生活困窮と社会的孤立を基盤に暴力、万引で複数回の服役または大きな事件で服役がとても長い方もいて受動的な生活習慣のある人もいます。⑤社会的次元、「社会的孤立」: 家族がいても絶縁状態にあり知人はいないという、つまり頼れる人がいないという社会関係からの排除です。⑥文化的次元、「低い自尊心」: 低位な生活状況が多く自分の有用性や自分を尊重する自尊心が低い人が見受けられるので、社会参加・福祉コミュニティの中での回復が必要です。

分析対象の17人全員が社会的孤立です。

(参考)福原宏幸(2007)「社会的排除／包摂論の現在と展望」『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社

## (2)ー2 社会的排除（多元的な特徴を持つ貧困）ー生活困窮とは は〔福原宏幸（2009）「社会的排除／包摂」〕

表 貧困、剥奪、社会的排除、それぞれの概念特性の比較

	貧 困	剥 奪	社会的排除
要因とその特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存のための基礎的なニーズの欠如</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存のための基礎的なニーズの欠如</li> <li>・標準的生活のための資源の剥奪 物質的剥奪（食料、衣服、住宅など） 社会的剥奪（家族、レクリエーション、教育に関連するもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生存のための基礎的なニーズの欠如</li> <li>・標準的生活のための資源の剥奪 物質的剥奪と社会的剥奪</li> <li>・社会的な参加とつながり</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次元の要因</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多次元の要因</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多次元の要因</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配の側面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配の側面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分配の側面</li> <li>・関係の側面</li> </ul>
観点 分析の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静態的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静態的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動態的</li> </ul>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人、世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人、世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人、世帯</li> <li>・コミュニティ</li> </ul>

出所：[Barnes 2005：16]を参考に、福原が作成。

### (3) 居住支援の類型

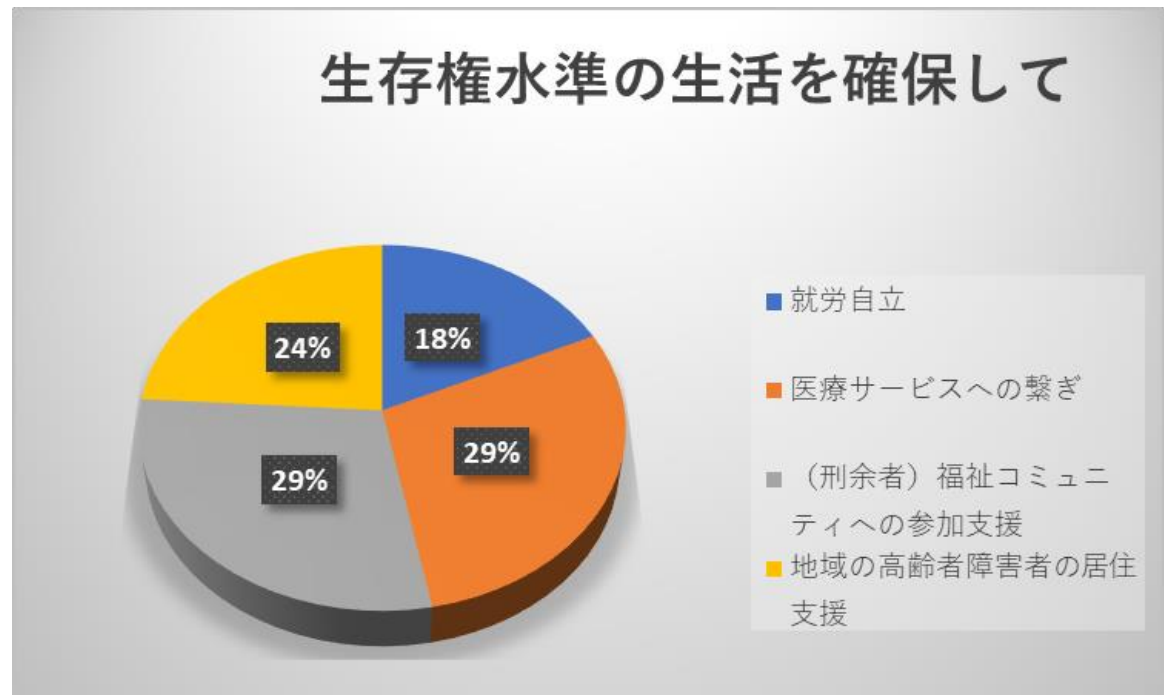
1 2022年4月～3月中旬までの居住支援の実績は、特に中核部分である住宅契約の成約は16件、死後の賃貸借契約解除事務等の委任1件で、合計17件を分析しました。そのうちシェルター利用者は10件(うち1件は広島保護観察所の依頼)、夜回りの会播磨牧師からの依頼で路上生活しながらの生活保護申請者の居住支援は4件、地域包括、障害者相談支援等の依頼が3件でした。

円グラフ

(2023年度は刑務所、福祉事務所の依頼が増加)

個人情報保護の統計処理の承諾は取っている。

検定を行っていないので参考数値です



## ① 生存権水準の生活（健康文化的な最低限度生活）の確保を支援して、**就労は自力で確保する類型**

3人、18%、うち2人はやはり稼働年齢層です。21世紀初めの日本における健康で文化的な最低限度の生活という生存権保障が基本であり、住宅、生活費、医療等を生活保護で保障し、就労は自分で探して比較的早く生活保護廃止になる人たちです。彼らが住居契約する時に、社会的孤立で保証人をとれず契約しにくいので、居住支援センターが、不動産会社、家主、家賃債務保証保険会社の審査・申し込みに必要な緊急連絡先になり（保証人にはならない）、物件内覧、契約、福祉事務所への同行支援し、早期の住居確保の支援をしました。

緊急連絡先を確保しないと住宅確保につながらないので、ほとんどの利用者の場合になっています。

→ 包括等は行政機関なのでできないと思うが、受託法人が成れないか。

## ② 生存権水準の生活の確保を支援して、精神疾患や悪性腫瘍等の疾病のある人を医療サービスにつなぐ支援の類型＝地域に戻る高齢者

5人、29%。生活困窮に加えて、障害・精神疾患あるいは進行性の悪性腫瘍(うち3人)が見られるので、精神科医療につなぎ生活を阻害する症状の軽減を図りつつ、居住支援と生活支援をしました。また、がん医療の状態を理解して生活支援をしました。

居住支援センターは、このとおり居住支援に加えて診察等に同行支援し緊急連絡先になり、住民票・自立支援医療の住所変更の同行支援、生活支援および死後の賃貸借契約解除事務等を受任、葬式、遺骨預かりしました。

包括あるいは法人の部署はどこまでできるか？ 特養は戦前戦後からやってきたではないか！



### ③ (刑務所出所者、刑余者)生存権水準の生活の確保を支援して、地域の福祉コミュニティへの参加支援類型 三地域に戻る高齢者

5人、29%。生活困窮に加えて、精神疾患も伴って暴力事件や万引きなどの犯歴により服役期間が長く、地域生活を自分で自律的に行う経験が少ない人がいます。居住支援センターは、地域生活のための住民票の編入、顔写真付きの個人番号カードの申請・取得、金融機関の口座の再発行、家賃債務保証保険会社の審査に必要な携帯電話の取得、要介護認定、老人福祉施設の申し込み。

地域包括、居宅介護支援計画等へのつなぎをしたいが「口先支援」だけでなく、どこまで引き受けてくれるか？

← 伴走型支援といわれるが、居住支援から始まる個別支援には限界がある。本人・主体者が気づく環境に入れることが必要である。福祉コミュニティ、福祉協同…

## ④ 地域の高齢者、障害者等の居住支援

＝もともと地域の高齢者

4人24%。

居住支援センターは、①年金生活者等の低所得者で足が悪くなりエレベーター付きか1階の住宅を求めて、居住環境をかえたい人の支援をしています。②ここ数か月では、再開発地域での古い住宅の建て替えにより、家主から住宅の契約解除があつて、それに追われている。

地域包括、障害者基幹相談支援事業所の依頼が多い。

包括か受託法人がで居住支援できないのか？

◎ある地域包括は、区役所、不動産事業者に言われて、居住支援センターに回してきた。利用者の状況を放置できず。不動産屋と居住支援センターで進めている。地域包括は何ができるのか

◎いつまでも居住支援がするのではない。機関への繋ぎ支援だ

## ⑤ 地域コミュニティ、福祉コミュニティへの繋ぎ、社会資源開発(地域支援)

### 1) 社会生活(社会参加の場の提供、繋ぎ)

← 長い間地域社会から離れていた高齢者。「この1週間誰とも話をしたことがない。寂しい」「お金が無くなれば、また刑務所で快適に生活できる」

← 「今度犯罪すると、獄死するよ。折角の自由人になったのだから、今の生活を大切に使用しよう」

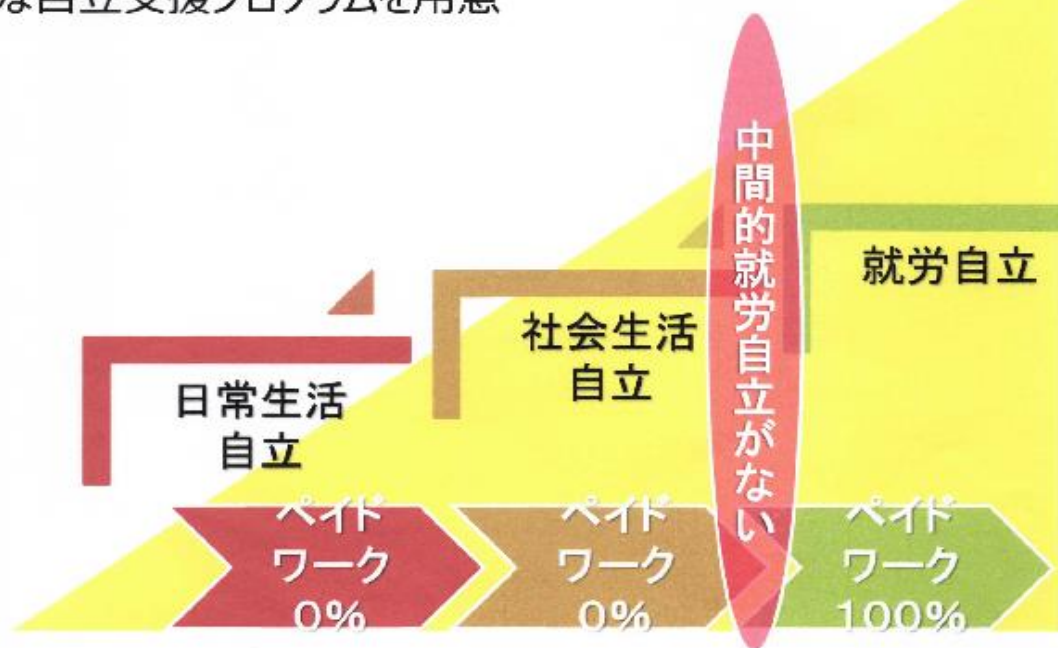
← 地域コミュニティ、公民館のクラブ活動の紹介

「わし等を入れてくれるか？」 紹介だけで良いのか？ 少なくとも地区社協、福祉協同等の福祉コミュニティへの繋ぎ、開発が必要？

← 地域コミュニティ、福祉コミュニティの地図が必要ではないか。そこに誰が繋ぐのか？

## 釧路モデルの分析

ただちに就労困難、あるいはケースワークだけでは就労困難な生活保護受給者を対象にご本人の「ステージ」に応じた多様な自立支援プログラムを用意



# 9 知識・技術

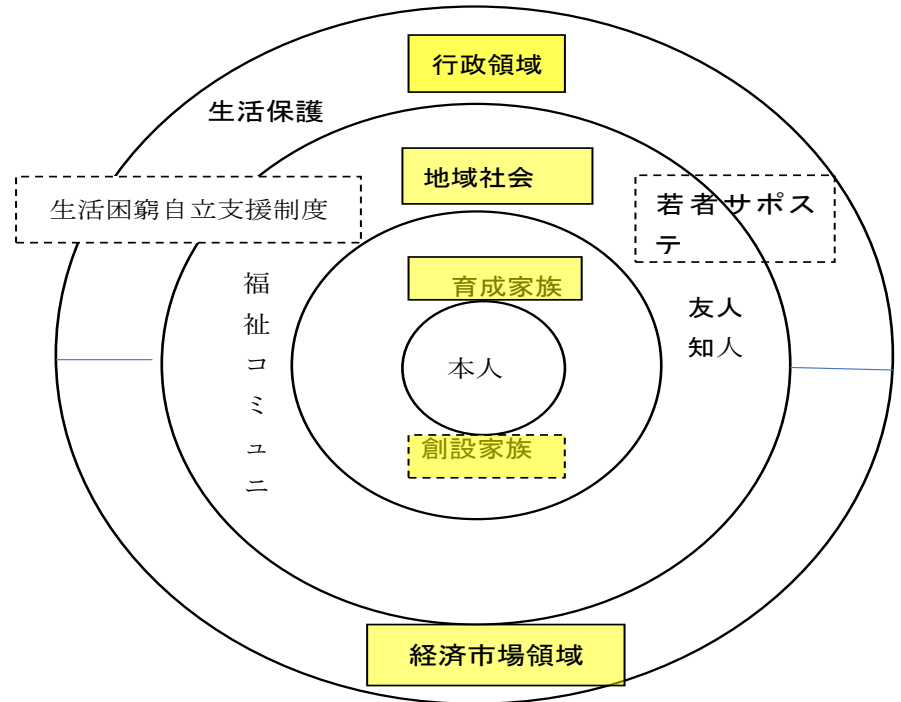
## ⑦「状況の中の個人」=ソーシャルサポート・ネットワーク：コンボイシステム（護送船団）

コンボイ図

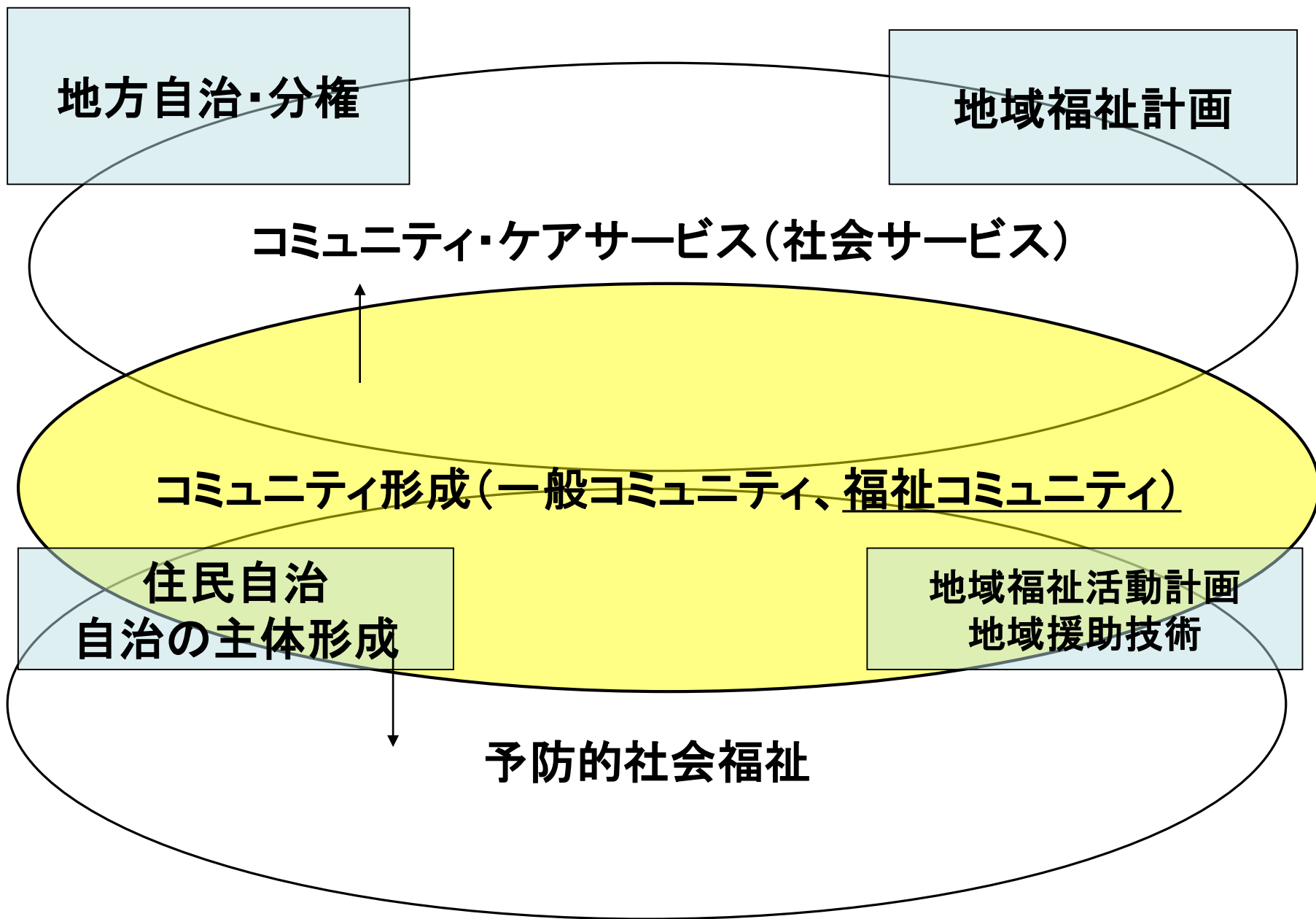
ソーシャルサポート・ネットワーク：コンボイシステム、護送船団、愛情評価補助を提供する人々の集まり



引きこもり・無業の人



6-(2) 社会的次元での排除(社会的孤立)と地域福祉。地域福祉概念(岡村(1973)。岡崎(2009)作図)



## (参考文献)

- 福原宏幸(2007)「社会的排除／包摂論の現在と展望」『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社
- 古川孝順(2002)「社会福祉学」誠心書房
- 広島県社会福祉士会 ホームレス支援委委員会(2015)「ホームレス問題に対する広島県社会福祉士会の福祉支援 2002年～」
- 岩田正美(2005)「ホームレス／現代社会／福祉国家」明石書店
- ジョンソン,L.C./ヤンカ,S.J.(山辺朗子・岩間伸之訳)(2001=2004:86-90)「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」ミネルヴァ書房
- 丸山里美(2014)「女性ホームレスとして生きる 貧困と排除の社会学」世界思想社
- 太田義弘(1999:14)「ソーシャルワーク実践とエコシステム」誠心書房)。
- 岡村重夫(1974)「地域福祉論」光生館
- 岡村重夫(1983)「社会福祉原論」全国社会福祉協議会
- 山辺朗子(2005)「ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開」ミネルヴァ書房